

第1 はじめに

令和3年4月21日、原子力委員会において、「震源を特定せず策定する地震動」に係る新規規制基準の改正が決定された。

本書面においては、当該改正に関する被告九州電力の対応から明らかとなった、被告九州電力の安全性軽視の姿勢について述べる。

第2 新規規制基準の改正に関する被告九州電力の対応

1 経緯（甲B97の2・1頁）

令和3年4月21日の第5回原子力規制委員会において、標準応答スペクトルの規制への取り入れのための実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下、「解釈」という。）の改正が決定され、同日付で施行された。

そして、原子力規制委員会から、被告九州電力を含む原子力事業者に対し、解釈の改正に係る対応について指示がなされた。

2 被告九州電力の対応（その1）

原子力規制委員会の指示に対し、被告九州電力は、令和3年4月26日、基準地震動の変更が不要であることを説明する文書を提出した（甲B97の2・1頁、甲B96の2）。

被告九州電力による評価内容は、標準応答スペクトルを考慮した解放基盤表面における地震動の応答スペクトルが、基準地震動（ $S_s - 1$ から $S_s - 5$ ）のいずれかの応答スペクトルに包絡されることから、改正後の解釈を適用しても基準地震動の変更は不要である、というものであった（甲B97の2・2頁）。

3 原子力規制委員会による審議結果

被告九州電力の対応に対し、令和3年7月7日、原子力委員会において、標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請等の可否に係る会合が開催され、基準地震動の変更が不要であるとは認められないと判断された（甲B96の1～3）。

そして、原子力規制委員会は、その旨を被告九州電力に通知した（甲 B 9 7 の 1 ～ 3）。

4 被告九州電力の対応（その2）

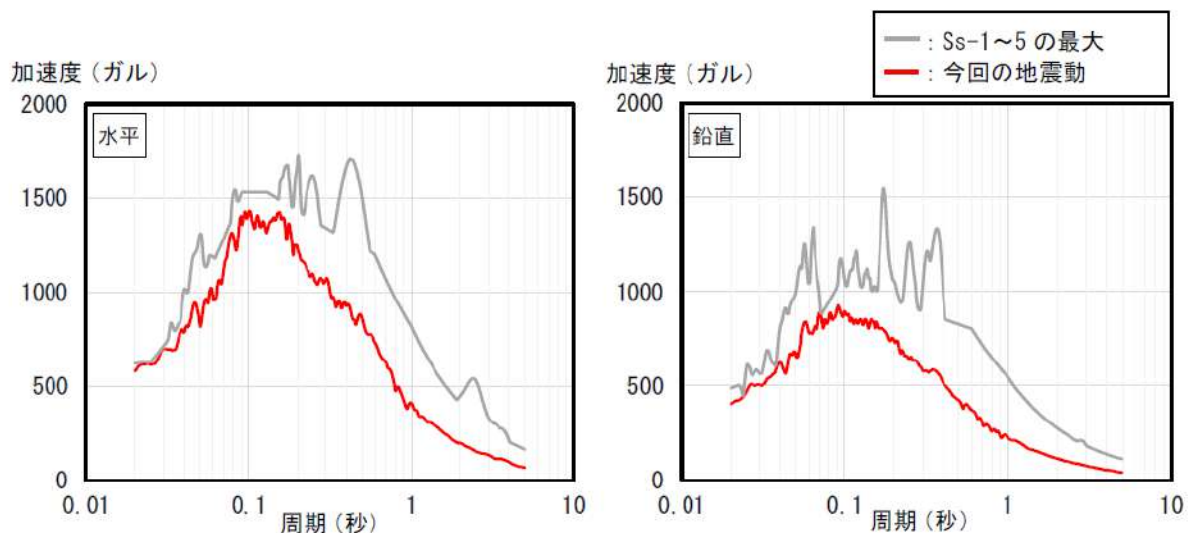
原子力規制委員会の対応を受けて、被告九州電力は、令和3年8月23日、基準地震動の変更は不要との意見を取り下げ、改正後の解釈を基準地震動に反映するため原子炉設置変更許可申請書を、原子力規制委員会に提出した（甲 B 9 8 の 1 ～ 3）。

第3 基準地震動の変更が必要とされた理由

1 被告九州電力の当初の考え方

被告九州電力の当初の考え方は次のとおりであった（甲 B 9 8 の 3）。

- 標準応答スペクトルに基づいて策定した新たな地震動を、基準地震動（S s - 1 から S s - 5）全体の最大と比較したところ、すべての周期で、水平・鉛直ともに基準地震動全体の最大値を下回る。
- したがって、新たな地震動は既存の地震動に包絡され、追加する必要は無い。



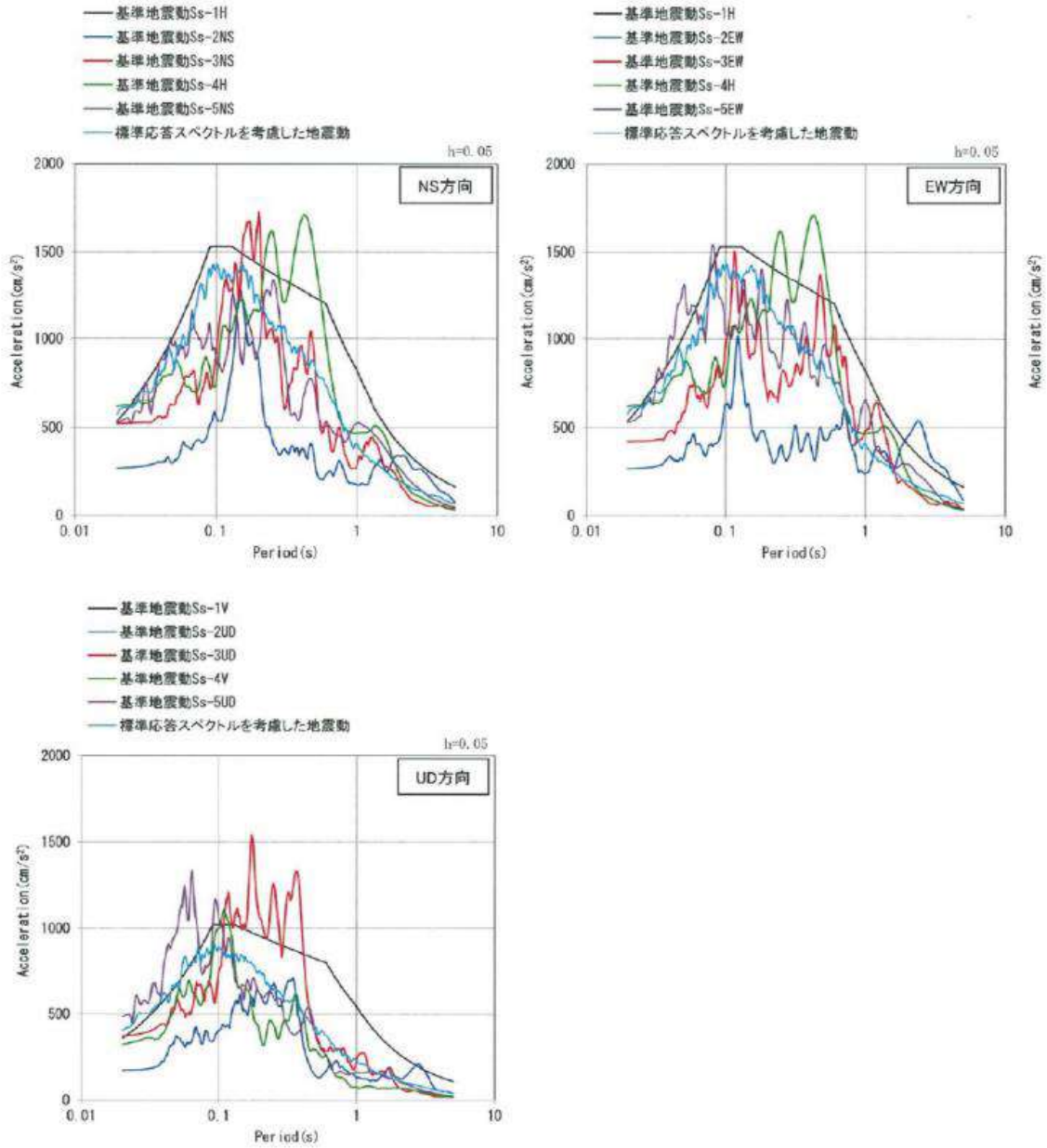
2 原子力規制委員会の判断の理由

一方、変更不要とは認められないとした原子力規制委員会の判断理由は以下のとお

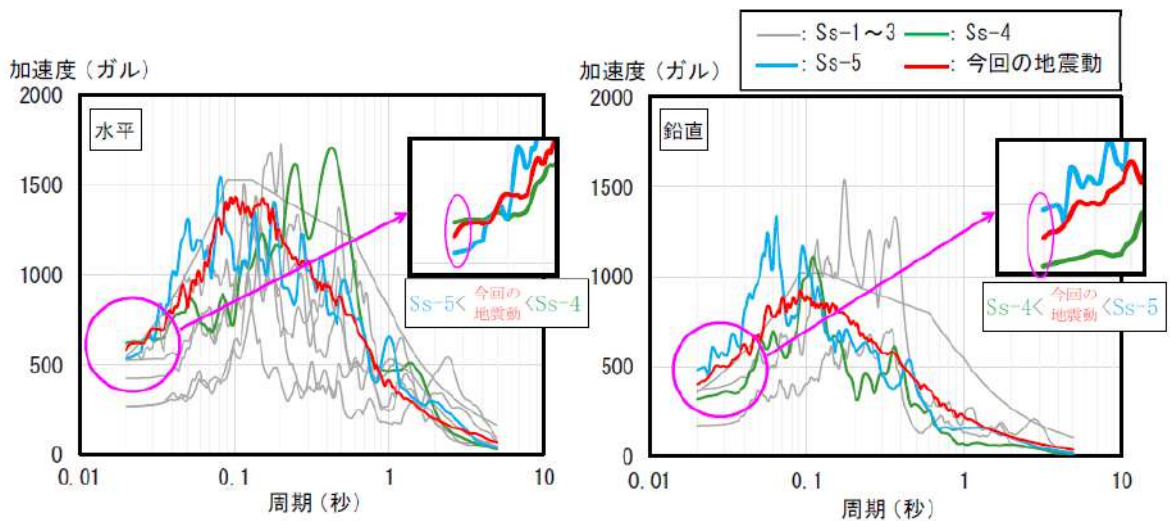
りである（甲 B 9 7 の 2 ～ 3 ）。

- 新たな地震動を、ひとつひとつの基準地震動と比較すると、一部の周期帯で、水平・鉛直ともに今回の地震動を上回る基準地震動は存在しない。
- N S 方向のグラフ（左上）では、水色で示されている標準応答スペクトルを考慮した地震動については、全体的に黒色の基準地震動 $S_s - 1$ に包絡されているが、短周期側の一番左側を見ると、緑色の基準地震動 $S_s - 4$ にのみ包絡されている。これは右上の E W 方向でも同様である。
- 一方、鉛直方向のグラフ（左下）を見ると、緑色の基準地震動 $S_s - 4$ には包絡されていない。紫色の基準地震動 $S_s - 5$ にのみ包絡されている。
- すなわち、標準応答スペクトルを考慮した地震動は、一部の周期帯で同一の基準地震動の水平方向、鉛直方向の応答スペクトルに包絡されていない。
- したがって、基準地震動の変更が不要であるとは認められない。

標準応答スペクトルを考慮した地震動と基準地震動との比較



基準地震動と標準応答スペクトルを考慮した地震動の加速度応答スペクトル



第3 標準応答スペクトルでも過小評価で危険であること

そもそも、標準応答スペクトル自体、2. 3%の地震動がこれを超過しており、過小評価であることは、原告ら準備書面72において述べたとおりである。したがって、今回の改正を踏まえても、基準地震動としては過小である。

しかしながら、玄海原子力発電所の現行の基準地震動は、その過小評価の基準にさえ達していないということである。

震源を特定せず策定する地震動は、日本全国どこでも起こりうる地震を想定したものであり、玄海原子力発電所でも、いつ、現行の基準地震動を超える地震動が発生するかわからない。

かかる点からすると、玄海原子力発電所の稼働はすぐに止めるべきである。

第4 被告九州電力が安全性を軽視していること

被告九州電力は、新規制基準が策定されて以降、原子力規制委員会やその関連会合において、基準地震動に関する審査を経験してきている。そのような経験をとおして、被告九州電力は、基準地震動を策定するにあたっての考え方を熟知していたはずであり、今回の改正に伴って基準地震動の変更が必要と分かっていたはずである。

そうであるにもかかわらず、変更不要と回答したということは、それでも規制委員会は通してくれるだろうと甘く見ていたということである。この点に関して、原子力規制委員会の更田委員

長は、委員会において「なめられたもんだな」と発言しており（甲 B 9 7 の 3・6 頁）、被告九州電力の審査に臨む姿勢に疑問を呈している。原子力規制委員会を甘く見ているということは、すなわち、原子力発電所に求められる安全性を甘く見ているということである。

このように、震源を特定せずに策定する地震動に係る新規制基準の改正に関する対応から明らかなおり、被告九州電力は原子力発電所の安全性を軽視していると言わざるを得ないのである。

以上